

[事案 29-136] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人の入院給付金日額は著しく過大ではないとして、重大事由による契約の解除の取消しと、うつ病を原因とした入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 2 月に申立人が代表者である法人を契約者、申立人を被保険者として契約した医療保険について、同法人の売上高等に照らせば入院給付金日額の合計額が著しく過大であるとはいえないため、重大事由による契約の解除を取り消し、本契約にもとづき、うつ病による入院について入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院開始日時点での、被保険者の入院給付金等の日額は合計 8 万円超に達しており、月額保険料が合計 9 万円超に達していたこと、契約者である法人の営業実態が不明で、被保険者にはさしたる収入がなかったと考えられること等から、「他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」に該当するので、重大事由による契約解除は妥当である。
- (2) 本入院は、重大事由の発生時以降に生じたものであるため、給付金の支払いはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が書面での審理を希望したので、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 保険会社が重大事由に該当すると判断し、契約を解除したことには、一応の理由があると考えられる。
- (2) 保険会社が主張する「保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」とは、保険法第 57 条、第 86 条の趣旨も考慮すると、保険金額の著しい累積という客観的事由のみによって認められるものではなく、モラル・リスクに対処するため、保険契約者等に重大な信頼関係破壊行為があったことを必要とすると解される。これは、保険の加入の経緯、当時の契約者の生活状況（収入、支出等）、財産状態（資産、負債等）、被保険者（申立人）の病状等も含めて総合的に判断する必要があるが、このような事実を認定するためには、厳密な証拠調手続を経る必要があり、当審査会は左記手続を有していないので、本件について適正な判断を行うためには、裁判所における訴訟による解決が適当である。